

山形市産材利用拡大促進事業

移住世帯・子育て世帯・三世代世帯・近居世帯
は加算制度があります!!

山形市内に自ら居住する戸建て住宅を新築する方で、山形市有林及び山形市内の森林から伐採・搬出された木材を使用する場合に、補助金を交付します。

○ 主な条件

- ・山形市産材を8㎡以上使用するもの
- ・山形市内に事業所を有する工務店等が施工業者であること
- ・平成32年3月末までに住宅が完成し、入居したことが確認できること

○ 補助額

1戸あたり 50万円

☆加算制度により、**最大80万円**まで補助金が受けられます

移住世帯、子育て世帯、三世代世帯、近居世帯に該当する場合には、山形市産材使用量に応じて補助金の加算制度があります。【加算額 1件当たり10万円 最大30万円】

○ 募集戸数

全 25戸 ※いずれも先着順

一般 枠 20戸

移住世帯 枠 5戸

※一般枠には、子育て世帯・三世代等世帯を含む。

※移住世帯枠は7月19日まで定数に至らない場合、その翌日以降は一般枠扱いとします。

※応募状況に応じて、募集戸数を増やす場合があります。

○ 募集期間

平成31年4月19日(金)～ ※募集戸数に到達次第、受付を終了します。

○ お申し込み・お問い合わせ

山形市農林部森林整備課 TEL(023)641-1212 内線448

○ 詳細については、市のホームページをご覧ください。



平成31年度山形市産材利用拡大促進事業の概要

1 事業内容

山形市の豊かな森林環境を守り育て、産業・経済の活力を生み出しながら循環型社会の形成を目指すとともに、林業再生を通じて森林の適正な整備や地球温暖化防止に寄与するため、(※) 山形市産材を使用して戸建て住宅を新築する方に支援します。

☆移住定住・子育て支援対策として、補助金の加算制度がございますので是非ご確認ください。

(※) 山形市産材とは・・・山形市有林又は山形市内の森林から伐採され、市内の製材業者又は山形木材業組合加盟業者から加工出荷された木材で、生産・流通履歴が明確で適正に管理された木材。

2 補助対象者

市税に滞納がなく、次のいずれかに該当する方。

- (1) 交付申請時点の住所が山形市にある方で、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築する方。
- (2) 交付申請時点の住所が山形市外にある方で、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、山形市に住民登録をする方。

3 補助対象となる住宅

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 個人が建築主であり、自らが居住する新築の戸建て住宅。
- (2) 1戸あたり山形市産材を8㎡以上使用する戸建て住宅。
- (3) 建築士が設計する戸建て住宅。
- (4) 市内に事業所を有する工務店等が戸建て住宅の施工業者であるもの。
- (5) 平成32年3月末までに実績報告書の提出ができること。
(実績報告書には、建築基準法に基づく検査済証の写し及び住民票謄本の原本の添付が必要です。)

4 その他

- ・ 工事は山形市から「交付決定通知書」が届いてから着手してください。※着手済みの工事は、補助の対象となりません。
- ・ 受付は、必要書類がすべて揃った時点で受領します。

☆加算制度の概要

【加算の対象者】

①移住世帯

ア 交付申請時点の住所が山形市外にある世帯（平成30年4月1日以降に山形市から転出した世帯を除く。）で、かつ、市内に自己居住用の戸建て住宅を新築し、山形市に住民登録をする世帯

イ 交付申請時点の住所が山形市にある世帯で、かつ、平成29年4月1日以降に山形市に住民登録をした世帯（当該住民登録の日前10年の全期間において、山形市外に居住していた世帯に限る。）

ウ 交付申請時点の住所が山形市にある世帯で、かつ、平成23年3月11日において東日本大震災の被災地(岩手、宮城及び福島)の各県に限る。)に居住していた世帯

②子育て世帯

満18歳以下の世帯員が3人以上含まれその父母又は祖父母のいずれかが同居する世帯

③三世代等世帯（三世代世帯又は近居世帯）

直系親族三世代が同居し、かつ満18歳以下の世帯員がいる世帯、又は親世帯と子世帯(満18歳以下の世帯員がいる世帯に限る)の居所の直線距離が2km超から2km以下に住み替える世帯

【加算の対象要件】

①～③のいずれかに該当し、かつ市産材を一定量以上使用する場合加算する

| パターン | 加算要件 | 市産材使用量 | 加算額 |
|------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------|
| (1) | ①移住世帯 ②子育て世帯 ③三世代等世帯 のいずれかに該当する世帯 | 10m ³ 以上 | 10万円 |
| (2) | ①移住世帯 + ②子育て世帯 ①移住世帯 + ③三世代等世帯 ②子育て世帯 + ③三世代等世帯 のいずれかに該当する世帯 | 10m ³ ～12m ³ 未満 | 10万円 |
| | | 12m ³ 以上 | 20万円 |
| (3) | ①移住世帯+②子育て世帯+③三世代等世帯 に該当する世帯 | 10m ³ ～12m ³ 未満 | 10万円 |
| | | 12m ³ ～14m ³ 未満 | 20万円 |
| | | 14m ³ 以上 | 30万円 |